

平成22年度 本校の教育

学校経営にあたって

学校教育目標は、学校教育の理念の実現を目指すもので、教育活動を一定の方向に秩序付けたねらいであり、子どもに「こんな生き方をして欲しい、こういうように成長して欲しい」と願う「期待像」である。日本国憲法、教育関係法規、山梨県や甲斐市の教育指導重点を基底に、地域や本校の実態を踏まえ、知・徳・体の調和のとれた人間性豊かで、主体性に富んだ児童の育成を目指すものである。

21世紀の主人公である児童一人一人が、自ら進んで考え、判断し、表現し、主体的に行動することができる、創造的な資質や能力の育成を基本とする学力観にたった教育の実現に努めていかなければならない。また、幾多の先人たちが、自主創造と錬磨の中で築き上げてきた歴史と伝統、教育的累積を基盤に、「不易と流行」の視点をもって、本校の新たな教育活動を創造していきたい。

そのために、学校教育目標の達成を図るべく、目標を具現化し、全職員の英知と創意ある実践力を結集して教育にあたり、地域や父母の信頼と児童の期待に応えられる活力ある学校づくりにつとめていきたい。

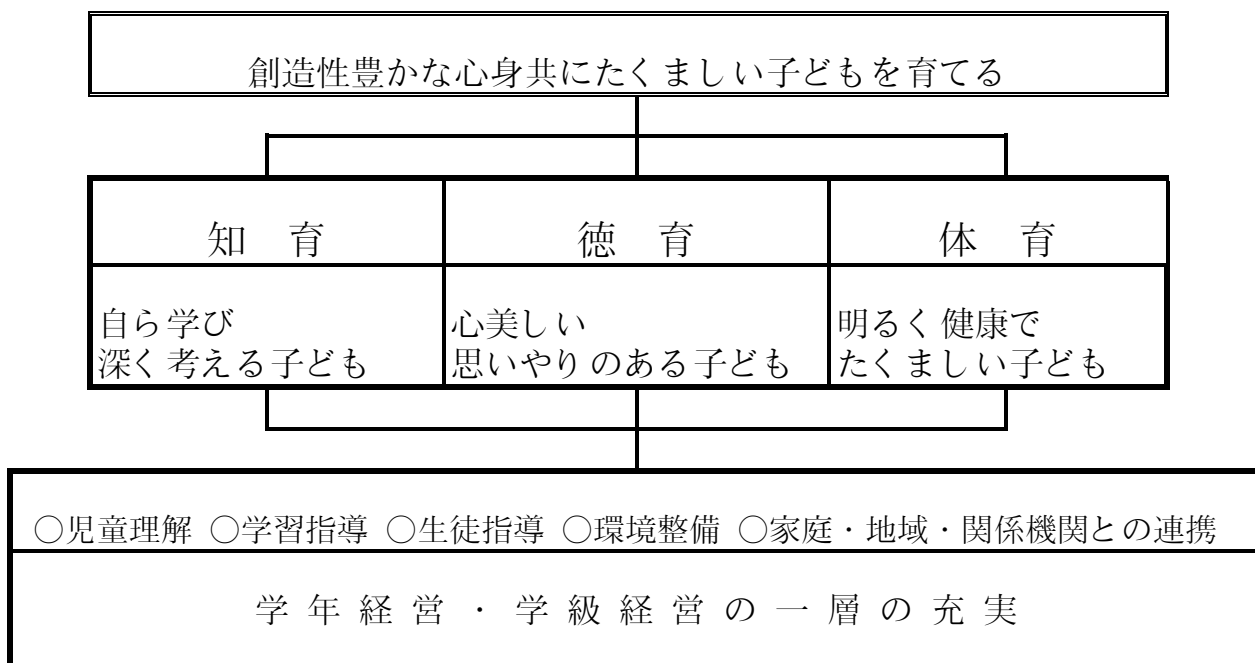
I 学校教育目標

個性を尊重し、知育・徳育・体育の調和を図り、心身共に健康で、自主的精神を身につけ、民主的の社会人として実践力のある人間形成を目指す。

「創造性豊かな心身共にたくましい子どもを育てる」

【めざす児童像】

- 自ら学び深く考える子ども
- 心美しい思いやりのある子ども
- 明るく健康でたくましい子ども



☆学校教育目標と日々の具体的教育活動との構造化を図る。

☆具体的に教育活動のどこで、どう指導していくかを明確にする。

II 学校経営の基本方針

学校経営の目標は、児童一人ひとりの持てる能力と可能性の限りない伸長とその実現にある。それは、一人ひとりの教師の持てる教育力（資質・能力）、言わば、人間性を含めた教師力の最大の発揮にかかっている。教師一人ひとりが組織の一員として、一定の方向に教育活動を推進する時、組織はより大きなものとなる。そして、さらに家庭と地域、関係機関と密接に連携することにより活力ある学校が生まれる。そういう中でこそ、個々の児童のよさや可能性が伸長され、「創造性豊かな心身共にたくましい子ども」が育成されるのである。

- 1 全ての教職員の力を集結する中で、職員組織の協力・支援体制を確立し活力ある学校の創造と教育目標の具現化に努める。

・職員間の協力と相互支援 ・校務分掌と組織の活性化 ・報告、連絡、相談、確認、提案
・家庭、地域、関係機関との連携 ・定期的な評価と改善

- 2 教育目標の達成を目指した創意ある教育課程の編成、実施、評価に努める。

・特色ある「朝活動」の推進 ・特色ある教育課程のPDCAさらにCAの実施 ・授業時数の完全実施

- 3 確かな学力の向上を図るための学習指導の改善と工夫に努める。

・わかる授業の創造 ・個に応じたきめ細かな指導(補充、取り出し、おはようタイムのスキル学習)
・基礎的基本的学力の定着 ・評価と評価方法の工夫と改善 ・言語活動の充実(話すこと・聞くこと等)
・IT機器(電子黒板、デジタルTV等)の活用

- 4 教職員と児童、児童相互のふれあいを深め、豊かな心を育むと共にきめ細かな生徒指導に努める。

・校内生徒指導委員会での児童実態把握と指導方針の全体化 ・学級対抗や縦割り班遊びの実施
・道徳教育の充実 ・家庭や児童養護施設、関係機関との連携 ・「子どもの話をしよう会」の実施

- 5 教師として、常に研究と研修に努め、校内研究の充実を図ると共に、専門職としての資質能力の向上に努める。

・校内研究の充実(指導方法の工夫、改善、指導技術の向上) ・自己研鑽(研修)
・自己評価、児童アンケート、保護者アンケート、学校関係者評価の考察と授業改善

- 6 地域人材を活用した道徳教育の推進に努める。

・本物の様々な体験を持つ人物の活用 ・効果的な資料の活用 ・読書活動の推進
・音楽活動の推進(音楽広場、吹奏楽部の活用)

- 7 児童自らが進んで健康な生活が送ることができる実践の態度の育成に努める。

・一校一実践の体力づくり(体操、縄跳び、マラソン等) ・学級、縦割り遊び ・食育の推進

- 8 教職員間の支援体制の確立、家庭や関係機関との連携を通して、特別支援教育の充実に努める。

・特別支援校内委員会での児童実態把握と指導方針の全体化 ・こまめなケース会議の開催
・家庭や児童養護施設、関係機関との連携

- 9 安全な学校生活が送れるよう危機管理体制を確立する中で、教職員の危機管理意識の高揚に努める。

・施設設備の安全点検 ・報告、連絡、相談の徹底 ・家庭、地域、関係機関との連携 ・情報発信

- 10 保幼・小・中や家庭・地域・関係機関との連携を図る共に、こまめな情報発信を通して、地域に開かれた学校づくりに努める。

・学校、学年、学級だよりの配布 ・保幼中、児童養護施設との情報交換会の実施 ・授業参観の実施
や
運動会休日開催 ・学校評議員会の開催と授業参観 ・学校保健委員会の開催 ・自己評価、児童アンケート、保護者アンケート、学校関係者評価の考察と改善 ・吹奏楽部の地域への参加活動

- 11 外国語（英語）活動において、ALTと連携を図る中で国際理解教育の推進に努める。

・ALTとの協働授業の実施 ・英語ノートの活用 ・国際理解教育を推進する掲示の工夫

- 12 教育環境の整備・充実を図り、教育活動における効果的な活用と環境教育の推進に努める。

・掲示物の工夫 ・環境美化 ・北小の森の整備と活用 ・あいさつの推進 ・言語環境の充実

- 13 横断的教育活動を通して、ボランティア活動等福祉教育の推進に努める。

・児童会、委員会活動の充実 ・教科、総合的な学習の時間の活用 ・吹奏楽部の活動
・めぐみ荘訪問 ・校外学習の活用

Ⅲ 本年度の指導重点

1 学習指導の充実と向上に努める。【知育】

(1) 学習規律構築と共に、学ぶ楽しさや喜びが味わえる授業実践に努める。

・学習規律の確立 ・時間の遵守 ・わかる授業の実践 ・学年間の相互支援と切磋琢磨(教材研究)
・IT機器(電子黒板、デジタルTV等)の活用

(2) 個に応じた指導の充実を図ると共に、基礎基本的な内容の確実な定着と活用力の向上に努める。

・おはようタイムでのスキル学習 ・身の回りの物への適応と活用 ・個に応じた補充、取り出し指導
・宿題と家庭学習(学年×10+10分) ・言語活動の充実(話すこと・聞くこと・書くこと・読むこと等) ・読書活動の推進(1日10分読書運動)と環境整備

(3) 体験的な活動を重視した学習を通して、自ら学ぶ意欲・態度の育成に努める。

・体験や操作等の活動を取り入れた授業 ・人材活用と保護者等の支援導入 ・問題解決学習 ・横断的学習

2 心の教育の充実と向上に努める。【徳育】

(1) 道徳的価値の自覚を促し、道徳的実践力を高め、豊かな心の育成に努める。

・本物体験(人材活用) ・子どもと一緒に清掃活動 ・同一歩調での指導 ・評価方法の工夫

(2) 児童理解を深め、望ましい人間関係を通して、いじめや不登校のない学級・学校づくりに努める。

・声かけ、あいさつ運動 ・行事を通してのステップアップ ・縦割り班活動 ・教師とのふれあい

(3) 家庭、地域、関係機関との連携を図り、基本的な生活習慣の育成に努める。

・早寝早起き朝ご飯の推進 ・学校、学年、学級、保健、図書だより、懇談会での啓発 ・連絡帳の活用

3 健康・安全教育と体力の向上に努める。【体育】

(1) 児童自らが進んで健康で安全な生活を送ることができる実践的態度の育成に努める。

・登下校の安全対策と指導 ・ガード付近(竜王)交通規制への取り組み ・PTA、ボランティアの方への感謝とあいさつ ・PTA、関係機関との連携 ・体育館の耐震化

(2) 生涯を通じて、運動を楽しむことのできる体力の向上に努める。

・一校一実践の体力づくり(体操、縄跳び、持久走等) ・学級、縦割り遊び ・個に応じた水泳指導

(3) 家庭や地域と連携し、望ましい食習慣が身に付くよう食教育の推進に努める。

・保健だより 養護教諭による保健指導 ・給食だより ・栄養士による給食指導 ・健康三原則(食事、睡眠、運動)

4 教職員間の支援体制の確立、家庭や関係機関との連携を通して、個に応じたきめ細かな特別支援教育の充実と向上に努める。

・コーディネーター、担任、支援員、関係職員との支援体制の確立と連携 ・関係機関(カウンセラー、医療機関、ことばの教室、児童相談所、専門家チーム、児童養護施設)の積極的活用 ・保護者との連携

Ⅳ 生徒指導について

1 日頃から児童と共に行動する中で、子どもの目線に合ったものの見方・考え方により児童理解を深め、信頼ある人間関係の構築に努める。

・師弟同行 ・ふれあい時間の実施 ・相談や質問への早期対応 ・朝の会、帰りの会の活用 ・時間の励行

2 声かけ、あいさつ運動を推進し、明るく楽しい環境づくりを進んでできる子どもを育成すると共に、学校生活の全場面において豊かな言語環境づくりや正しい言葉遣いに努める。

・あいさつ運動の推進 ・その場に応じた正しい言葉遣い ・豊かな表現力の育成 ・児童会との連携
・朝読書の推進 ・図書館の活用

3 情報の共有化を図り、全職員が共通理解をもって同一歩調で指導に当たり、いじめ、不登校、暴力行為、器物破損等の未然防止に努める。

・早期発見早期対応 ・報告連絡相談 ・家庭や関係機関との連携 ・「子どもの話をしよう会」の実施

4 長期欠席児童の指導については、電話や家庭訪問で保護者と連携を図る中で、担任や学年主任、生徒指導主任、特別支援教育コーディネーターのみならず、管理職とも連絡を密にして全職員同じ方向で対応する。また、必要に応じて関係機関との連携を図る。

・ケース会議の定期的開催 ・カウンセラーの活用 ・関係職員との支援体制の確立 ・保護者や関係機関との連携

5 いじめについては、「絶対に許さない」という毅然とした姿勢で臨み、問題発生時には、的確な情報把握を行い、きめ細かな早期対応に努める。

・定期的情報交換会の実施 ・こまめな記録 ・個に応じたきめ細かな対応 ・報告連絡相談